

# 岐阜県公報

号外四 令和五年四月一日

目 次

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一  
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)  
(同)  
二  
一  
ページ

岐阜県告示第二百一號

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第一百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和五年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

表を次のように改める。

年 齢	階 层	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満		五、一六六円	一三、一〇七円
二十歳以上二十五歳未満		五、六九一円	一三、一〇七円
二十五歳以上三十歳未満		六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満		六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満		六、七八一円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円	二一、二五八円

四十五歳以上五十歳未満	七、一一一円	一一、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	一四、六一五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	一四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	一一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、一〇七円

## 岐阜県告示第一百一一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第一百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十七万一千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十九円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十九円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。